

令和元年6月1日現在

機関番号：32631

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K21592

研究課題名(和文) 近世・近代の中国におけるジェンダーイメージの構築と変容:メディアと裁判に着目して

研究課題名(英文) Gender role composition and changes in Ming-Qing China: focusing on the print media and the records of judgement

研究代表者

五味 知子 (GOMI, TOMOKO)

聖心女子大学・文学部・講師

研究者番号：20751100

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では新聞や裁判史料などの記述やその背景となる社会において、ジェンダーの差異がいかに扱われていたかを明らかにしようとした。

研究の結果、(1)裁判の場では、靴は男女関係を示す証拠とされたが、纏足についての記述は避けられたこと、新聞の人探しの広告の中では、女性の足や靴は個人を特定する手がかりとして詳細に記述されたことを示した。(2)殺人事件について訴える際は女性に有利な点があり、新聞でも大きく報道されたことを述べた。(3)貞節についての男女差と貞節観念の変遷についても考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本においては、中国のジェンダー史に関する専論そのものが乏しい。他方、米国において、中国ジェンダー史は非常に注目を集めている分野である。また、台湾においては、近現代のジェンダー史研究者の働きかけにより、前近代史の研究者もこの分野に関心を持つようになり、次第に成果があがってきている。本研究は、米国や台湾の新潮流を取り入れつつ、日本の中国社会経済史研究の研究蓄積をも利用し、新聞や裁判史料において、男女の描写にいかなる差異があらわれたかを分析することで、中国ジェンダー史の新たな側面を切り開こうとした。

研究成果の概要(英文)：This research explores gender related differences in newspapers and records of judgments in Qing dynasty China.

Firstly, shoes represented human relationships, so they were wrote in records of judgments as evidences of special feelings and love affair. However, description of foot-binding would not find a place in records of judgments. In missing maids report in a newspaper, women's feet and shoes were described as characteristics to find them. Secondary, in murder cases, women brought those cases with ease, and were reported widely in a newspaper. Thirdly, I examined concepts of virtue, and showed how they were different for men and women.

研究分野：中国史

キーワード：清代 ジェンダー 中国女性史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

日本においては、中国のジェンダー史に関する専論そのものが乏しい。他方、米国において、中国ジェンダー史は非常に注目を集めている分野である。特に、王朝の秩序構築とジェンダーとの関係性に焦点を当てたものや、一見抑圧されていたように見える女性たちの主体性を見出そうとするものが目立つ。

また、台湾においては、近現代のジェンダー史研究者の働きかけにより、前近代史の研究者もこの分野に関心を持つようになり、次第に成果があがってきている。中国においては、女性に関する研究の数そのものは少なくないが、分析方法の新鮮さには乏しく、統計的、あるいは制度的分析が大半を占めている。

本研究は、米国や台湾の新潮流を取り入れつつ、日本の中国社会科学史研究の研究蓄積をも利用することで、中国ジェンダー史の新たな側面を切り開こうとするものである。研究期間内には、特に身分・立場によるジェンダーイメージの差異について、明らかにする。申請者は『歴史を読み替える ジェンダーからみた世界史』の執筆に携わった経験から、ジェンダー視点をを用いて世界史全体を読みなおすことにも強い関心を抱いており、そのためにも、中国ジェンダー史を深化させていきたいと考えた。

### 2. 研究の目的

研究目的は 16~20 世紀初頭の中国において、ジェンダーをめぐるイメージがどのように構築され、変容したかを明らかにすることである。特に、メディアと裁判に着目する。

メディアについては、前近代の伝統的メディアである書物と、近代になって現れた新聞や雑誌といった新しいメディアの中で、ジェンダーに関する言説がいかに変化したか、あるいは変化しなかったかを分析する。裁判は一般庶民が王朝の法秩序と相対する場であり、そこからは法規範や社会規範の中のジェンダーと、庶民のジェンダー観念の共通点や相違点が読み取れる。本研究は、史料中の言説を史実の直接の反映とは捉えず、むしろイメージを構築することによって、現実に関与する作用を有したものと捉えるところに特徴がある。

### 3. 研究の方法

ジェンダーと身分・立場の関係性をめぐって、イメージがいかに構築され、メディアや裁判の場で広められていったか、また近代になってそれがいかに変容したかを明らかにすることを目指す。具体的な方法としては、新聞・雑誌などのメディアと、裁判史料の分析が中心となる。第一は、足と靴についてである。足と靴が新聞というメディアの中でいかに扱われたか、裁判の場でどう捉えられたかを分析する。第二は、殺人事件における男女の扱われ方の差異についてである。裁判史料や地方官の著述、新聞報道の変遷とその時代背景について考察する。さらに、地方官が出した告示の分析を通して、庶民生活における男女の性別役割と実態について検討する。

### 4. 研究成果

研究成果としては、(1)靴や足について、新たな知見を示した。論文「纏足・大脚・赤脚 明清時代における婢のイメージとメディア」(『中国のメディア・表象とジェンダー』研文出版、2016年、52~76頁)では、『申報』の広告に見る失踪した婢の足を分析し、身分的流動が婢の足に表れており、人探しの重要な要素として用いられていると結論づけた。学会発表“Personal Belongings in Public Space: Shoes in Records of Judgments of the Qing Dynasty”(The Twenty-Second Asian Studies Conference Japan, 2018)では、靴が男女関係の証拠として法廷に示されることがあった一方、纏足の話は法廷では避けられていたことを示した。

(2)殺人事件の報道と裁判についての論文を二本発表した。論文「清代における殺人事件の裁判と女性 楊乃武案を手掛かりに」(『歴史学研究』946号、2016年、2-11頁)は、夫殺し冤罪事件を事例として、清代の殺人事件の裁判における女性の立場について論じた。論文「1870年代中国の新聞における裁判の報道とジェンダー」では、同じ事件を事例として、一八七〇年代における家族観や女性観について分析し、この時期には多くの知識人が「中体西用」の立場をとっており、伝統的な家族観念は揺らいでいなかったと結論づけた。

(3)貞節観念の変遷について、論文「婚姻と「貞節」の構造と変容」(『中国ジェンダー史研究入門』京都大学学術出版会、2018年、193~203頁)を執筆し、男性の妻妾に対する忠誠は公的にはほぼ問題にならなかったのに対して、女性の「貞節」は婚姻の基盤をなし、法規定や表彰制度の中で重視され、時代を追うごとに他の徳目をしのぐ傾向が強まったと分析した。

(4)明清時代の下役人の制度や、地方官の告示など、地方の役所における制度や文書から見た女性観の変遷について、合計三回の発表をおこなった。これらは今後論文としてまとめる予定である。学会発表「明清時代の官媒制度と女性観」(世界史中的中華婦女国際學術研討會、2017年)は明清時代の官媒という制度から女性観の変遷を探った。明代には、女性の監視や護送に産婆や老婦が用いられることがあったものの、普遍的ではなかった。清代になると、女性の護送に官媒を用いることが法で規定された。監視・護送対象の女性が官媒に売春を迫られるなど、弊害が指摘されながらも、それに代わる決定的対策は見つからなかった。清末になると、婦女待質所の設立が提案された。官媒制度のこのような変化には、監視・護送される女性をどのように扱うべきかという女性観の変化もあると考えられる。また、

学会発表「清代官媒初探」(東洋文庫談話会、2017年)では、清代の地方行政において「官媒」と称された下役人が歴史的にどのような変遷をたどったかについて論じた。学会発表「清代の告示文にみる庶民生活と地方官」(歴史学会第41回大会自由論題報告、2016年)では、清代の告示文に描かれた庶民生活、すなわち地方官から見た庶民生活の特徴について分析するとともに、告示を庶民層まで伝達するためにはどのような工夫が見られたのか、また、民間社会において、告示はどのように受け止められていたのかについて検討した。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 4 件)

五味知子、(第七章)「婚姻と「貞節」の構造と変容」『中国ジェンダー史研究入門』(査読無、図書所収論文)京都大学学術出版会、2018年、193~203頁

五味知子「1870年代中国の新聞における裁判の報道とジェンダー」『歴史と地理』(査読無)711号、2018年、54~57頁

五味知子「纏足・大脚・赤脚 明清時代における婢のイメージとメディア」『中国のメディア・表象とジェンダー』(査読有、図書所収論文)研文出版、2016年、52~76頁

五味知子「清代における殺人事件の裁判と女性 楊乃武案を手掛かりに」『歴史学研究』(査読有)946号、2016年、2~11頁

〔学会発表〕(計 4 件)

Tomoko Gomi "Personal Belongings in Public Space: Shoes in Records of Judgments of the Qing Dynasty" The Twenty-Second Asian Studies Conference Japan, 2018

五味知子「明清時代之官媒制度與女性觀」世界史中的中華婦女國際學術研討會、2017年

五味知子「清代官媒初探」東洋文庫談話会、2017年

五味知子「清代の告示文にみる庶民生活と地方官」歴史学会第41回大会、2016年

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:

ローマ字氏名:

所属研究機関名:

部局名:

職名:

研究者番号（8桁）:

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。